

池田町人口減少対策スローガンロゴマーク「ただいま★いけだまち 小さな町で大きな幸せ見つけよう」利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は池田町人口減少対策スローガン「ただいま★いけだまち 小さな町で大きな幸せ見つけよう」のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を利用する際に必要な事項を定め、もって池田町（以下「町」という。）の人口減少対策のみならず、PR、特産品の販路拡大、町の産業、文化・芸術、教育及びスポーツの振興等に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「ロゴマーク」とは、「ただいま★いけだまちロゴマークデザインマニュアル」として別に定めるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、町に属する。

(使用目的)

第4条 次のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用することができる。また、使用者は本規程を遵守しなければならない。

- (1) 池田町の人口減少対策の周知のために使用する場合。
- (2) 池田町の人口減少対策に賛同し、その取組を積極的に推進する意思を表明するために使用する場合。
- (3) 池田町のPRや特産品の販路拡大等に寄与することを目的として使用する場合。
- (4) 報道機関が報道目的で使用する場合。
- (5) その他、町長が適当と認める目的で使用する場合。

(使用の制限)

第5条 次のいずれかに該当し又は該当するおそれがある場合は、ロゴマークを使用することができない。

- (1) ロゴマークを前条に定める使用目的以外に使用する場合。
- (2) ロゴマークを改変等して使用する場合。
- (3) ロゴマークを商標等の一部として使用する場合。
- (4) 使用者又はロゴマークを付与した商品等が、町の指定、認定又は後援等を受けているように誤認させる方法でロゴマークを使用する場合。
- (5) 町の誹謗中傷その他町を貶めるような目的・方法でロゴマークを使用する場合。
- (6) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合。
- (7) 町及びロゴマークの信用又は品位を害すると認められる場合。

- (8) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合。
- (9) 専ら特定の個人、企業又は団体の利益等のために利用されるおそれがある場合。
- (10) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合。
- (11) その他町が不適切と認めた場合。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用の停止)

第7条 ロゴマークの使用が本規程に違反していると認められる場合、町長はその使用の停止を命じることができる。

2 町は、前項の規定による使用の停止に起因して生じたあらゆる事故、苦情及び損害等について、一切の責任を負わない。

(免責事項)

第8条 町は、ロゴマークの使用に起因して生じたあらゆる事故、苦情及び損害等について一切の責任を負わない。

(その他)

第9条 本規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。